

平成25年1月18日

水道管工事入札参加者の皆様へ

四日市市上下水道局

水道管工事に求める入札参加資格条件(技能者)について

平成25年4月1日以降に発注する水道管工事の入札参加条件として、すべての耐震継手管工事について、(社)日本水道協会の配水管技能者名簿に「耐震継手」で登録されている者(以下、「耐震継手技能者」という。)の配置を義務付けます。

さらに、平成27年度から、口径 500mm 以上の水道管工事の入札参加条件として、(社)日本水道協会の配水管技能者名簿に「大口径」で登録されている者(以下「大口径耐震継手技能者」という。)の適正配置を求める予定です。

いずれの場合も、元請業者と3ヶ月以上の直接的な雇用関係がある従業員に限定されますので、ご注意ください(下記参照)。

また、一般競争入札参加条件としてすべての耐震継手管工事について、「その他技術者」に「耐震継手技能者」を求める場合は、入札書に同封する書類として「耐震継手技能者であることを証する書類」を提出することとします。したがって、入札書に「耐震継手技能者であることを証する書類」が添付されていない場合には申請書不備により入札失格となります。

記

予定年度	耐震管		
	口径 250mm 以下	口径 300mm 以上 450mm 以下	口径 500mm 以上
平成 25 年度	○	○	○
平成 26 年度	○	○	○
平成 27 年度以降	○	○	◎

○ = 元請雇用の耐震継手技能者の配置が必要

◎ = 元請雇用の大口径耐震継手技能者の配置が必要

(耐震継手技能者(大口径含む)は、(社)日本水道協会の講習修了者に限る。)